

令和5年度第2回  
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会  
議事録

令和5年8月28日 開催

第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 会議録	
日 時	令和5年8月28日(月) 14時からから 16時まで
開催場所	逗子市役所5階 第1・2会議室
出席者	牛尾 幸子(公募市民)
	杉浦 忠(公募市民)
	小野口 富士男(公募市民)
	大石 忠(逗子市身体障害者福祉協会)
	中野 由美子(逗子市手をつなぐ育成会) ※佐藤 宏子メンバーの代理出席
	木本 幸子(相談支援・就労継続支援B型事業所 カモミール)
	斗舛 もも子(社会福祉法人 湘南の凧えいむ)
	八木 美穂(逗子市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会)
	木村 浩介(逗子市社会福祉協議会)
	横溝 由佳(鎌倉保健福祉事務所 保健予防課)
	伊藤 英樹(逗子市教育委員会 子育て支援課)
	藤井 寿成(逗子市教育委員会 療育教育総合センター)
石渡 和実(東洋英和女学院大学 名誉教授) ※アドバイザー	
欠席者	黒崎 信幸(逗葉ろうあ協会)
	関谷 彩子(地域活動センター ワークショップ リプル)

事務局	黒川 恭祐（逗子市 障がい福祉課）
	栗原 富士子（逗子市 障がい福祉課）
	山口 翔太郎（逗子市 障がい福祉課）
	小宅 友理（逗子市 障がい福祉課）
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	（１）第7期逗子市障がい福祉計画及び 第3期逗子市障がい児福祉計画について （２）その他
議 事	別添 発言要旨のとおり
配布資料	○次第 ○逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 名簿 ○資料（１）第7期逗子市障がい福祉計画及び 第3期逗子市障がい児福祉計画（素案） ○資料（２）基本指針概要 ○資料（３）計画策定及び検討会スケジュール

## 第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 議事録要旨

### 【開会】

事務局 黒川

逗子市障がい福祉課黒川です。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから令和5年度第2回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会を開催いたします。本日は情報保障のため要約筆記者が入っておりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃってからお話をさせていただきますようお願いいたします。前回に引き続き、第7期逗子市障がい福祉計画と第3期逗子市障がい児福祉計画の策定に向けて議論いたします、よろしくお願いいたします。

本日の出席者はメンバー14名中2名欠席の方がいらっしゃいますので、12名の参加です。アドバイザー含め13名となります。逗葉ろうあ協会の黒崎メンバーと地域活動支援センター・ワークショップリブルの関谷メンバーがご欠席です。また、逗子市手をつなぐ育成会は、佐藤様の代理として中野メンバーにご出席いただいております。傍聴を希望される方がいらっしゃるか確認いたします。(確認後)傍聴希望者がおります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。(確認後)それでは傍聴希望の方、ご入室ください。会議の録音・撮影はお控えいただくようよろしくお願いいたします。

議事を始める前に資料の確認をさせていただきます。係長の栗原から案内いたします。

事務局 栗原

逗子市障がい福祉課栗原です。資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りいたしました次第、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の名簿、資料1「第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画(素案)」、資料2「基本指針の概要」、資料3「計画策定及び検討会スケジュール」がございます。それから、本日皆様の席上に配布させていただいております両面刷りの逗子市こども発達支援センターくろーばーA4サイズのパンフレット、それから先ほどお配りしました、鎌倉保健福祉事務所のピンク色のチラシになります。鎌倉保健福祉事務所のチラシにつきましては、最後にご紹介させていただきます。皆様足りない資料はございませんでしょうか。次第と名簿を除く資料のページの下に番号を振っておりますので、会議の際はその番号を示して説明をさせていただきます。皆様もご質問等の際はそのページ番号をおっしゃっていただくと質問がスムーズに進みますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。議事に入る前に前回の検討会で大石メンバーから逗子市こども発達支援センターくろーばーにおける支援についてご質問がありましたため、別添のパンフレットをお配りさせていただいております。児童発達支援事業や放課後等デイサービス

事業について、別添のパンフレットに記載されたとおりの支援が行われておりますので、ご参照いただければと思います。この説明をもちまして、議事に入らせていただこうと思いたしますが、よろしいでしょうか。それでは、まず第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画素案について説明いたしますが、内容が多くなっておりますので、各章に分けて進行したいと思います。それでは、担当より資料を基に説明させていただきます。

## 議事1 第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について

事務局 山口

逗子市障がい福祉課山口です。着席して説明させていただきます。(資料1)第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画(素案)を用いて、説明いたします。素案の段階ですので、目次及び用語解説などは省略しておりますのでご承知おきください。

ページ下番号2と記載されているページからページ下番号8までが第1章となっております。ページ下番号2につきまして、修正がございます。4段落目の2行目にあります「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、という部分なのですが、表現が分かりづらいため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の一部が改正され、に修正いたします。表現の問題ですので、10月の検討会で改めて示させていただき口頭で済ませさせていただきます。続けて説明いたします。

第1章では、計画策定の趣旨・背景や計画の位置づけなど基本情報を記載したもので計画の前文に当たるものとなっております。ページ下番号の順番で説明いたします。まず、ページ下番号2ですが、こちらでは計画策定の趣旨・背景として国及び県の動向を記載しており、昨今の障がい福祉に関わる社会状況について言及し、3・4段落目は国の主だった制度改正について説明をしております。3段落目では地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な相談支援の体制の構築について、国が新たに支援を行うなど、地域共生社会の実現に向けた取組みが進められたことと、医療的ケア児に関する法律の施行について記載しております。また、4段落目では、今回の計画に大きく関わる地域生活の支援体制の充実や就労支援および障害者雇用の質の向上の推進について、新たに定めている障害者総合支援法等の一部改正を記載しております。5段落目では、神奈川県の記事者目線条例について記載しております。もちろん他にも制度改正はございますが、本計画に影響のある部分で大まかに国・県の動向を記載しております。

続きましてページ下番号3では本市の現在の障がい福祉計画に関する状況を市の取り組みとして、記載をしております。

ページ下番号4では計画の位置づけを記載しております。本計画の目的やこういったものであるか、法的根拠は何か、そして他計画との関係性を図でも示しながら説明している箇所となります。

ページ下番号5では計画が対象とするものと他計画も交えた期間について示しています。障害福祉サービス等における対象者が国で定められているものですが、計画の範囲としては市全体にかかっていき、全ての人が障がい福祉に関わっていくといった考えを示しています。計画期間は本計画の開始年度である令和6年度から6年間を示しており、関係の深い4つの計画を示しました。

ページ下番号6では本計画の策定をどのように進めていくかを記載しています。検討会、調整中ですがパブリックコメントの実施、逗子市自立支援会議での意見聴取、また関係機関に対しても連携を図りながら、策定を進めることを記載します。

ページ下番号7～8の計画の基本的な考え方では本市の基本理念と国の基本指針を踏まえた基本目標について記載をしております。基本理念については、今までの考えを踏襲しつつ、総合計画中期実施計画で新たにソーシャルインクルージョンの考えにも基づくこととしましたので、そちらも追記しております。基本目標につきまして、本日は資料が煩雑になってしまうため、配布しておりませんが、国の基本指針全文にある基本的理念を踏襲したものとっております。

以上の内容が第1章「計画策定にあたって」となります。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

大石メンバー

ページ下番号2の神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例について、この条例の意図は国が方針として出していますが、エンパワーメント、つまり障がい当事者の団体の育成の部分に関わってくるものであり、当事者の目線の推進をきちんと行うためには、エンパワーメントの趣旨のもとに当事者団体の育成が大事になっていくと思いますので、意見として述べさせていただきます。

それからページ下番号2～3について、国・県の障がい福祉に関する制度等がさまざま施行されています。しかしながら、関係者はその制度等について分かっている、一般市民の方々は障がい福祉に関する法律について、どういう法律があって、いつ制定されたかなど分からないため、時系列の流れで一覧表にして示した方がいいと思います。一番重要なのは、障害者の権利に関する条約だと思うので、そちらも入れるべきであると思います。

それから、ページ下番号4の下の図に逗子市の障がい福祉計画と市の関連する行政計画として、教育、人権、防災、文化が記載されております。障がい者福祉計画の話にはなりますが、障がい福祉計画にも関連するため意見として述べますが、この4つ以外に大事なこととして、障がい者の生活であると思います。現在、地域包括支援が行われていますが、障がい者が自分の住みやすい地域の中で安心して暮らしていけるように考えてほしいと思います。

それから、ページ下番号5の「4 計画の期間」に今後の社会情勢の変化や国の施策等の大幅な見直しがあった場合に必要に応じて見直しをするとあるが、この国の施策等というのは、具体的にどういうものがあるか教えてもらいたい。

それから、ページ下番号6の逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の設置について、障がい者団体関係者と記載があるが、障がい者団体が逗子市の中にどの程度存在し、どういった団体があるか。今まで検討会に関係していた逗子市身体障害者福祉協会や逗葉ろうあ協会など、いつも同じ団体が検討会に参加していますが、少し前にも話したとおり、逗子市身体障害者福祉協会が解散となった場合、身体障がいの当事者の意見は、どのように聴取していくのか、あらかじめ考えておかないといけないと思います。障がい当事者の目線の考え方に基づき、当事者の団体をどう定義付けするのか、そろそろ見直しの時期が来ていると思います。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。いただいたご意見につきまして、次の検討会までに整理してお示しできればと思います。また、いくつかあった質問等につきまして、お答えします。まずひとつ、当事者の団体の定義ですが、今現在、市としては明確な定義付けはしておらず、団体に対して垣根は今のところないのご理解していただきたいと思います。

また、計画の見直しをする必要がある国の施策等として、市で想定しているのは、法律や政令などで大きく社会情勢が変わり、市として方針を変えなければいけないという状況になった時と考えます。

木本メンバー

カモミールの木本です。先ほど大石メンバーの話にあった団体について、数年前に逗子市では精神障がいの当事者会や家族会が無いため、検討会での意見反映について、どうすべきか質問したときに、公募市民で出てもらうよう言われたと思います。ただ、その考えは違うと思っていて、先ほどの回答で団体の定義がないということであれば、精神障がいの方が出席を表明した時に検討会のメンバーに入れるという理解でよいか確認したいです。

また、一つ気になっているのがページ下番号7の(1)基本理念の真ん中にある実現に向けた取り組みの方法として、「障がい者が安心して」というくだりがあるのですが、障がい者と表記するのが気になっており、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

もう一点、基本目標について、障がいがある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援という部分ですが、少しニュアンスが違うと思い、この文章も皆さんのご意見を伺いたいと思います。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。障がい者と表記しているところについて、今の意見を踏まえ、こ

ちらで改善できればと思います。他の部分については、ほかのメンバーからのご意見をいただきたいと思います。

#### 大石メンバー

先ほどからいただいております意見を一つ一つ検討していくと時間がかかりますので、本日は計画の全般的な説明をして、その後、いただいた意見を事務局の方で整理して、次回に向けて検討していただきたいと思います。

#### 事務局 山口

逗子市障がい福祉課の山口です。ご意見ありがとうございました。後でスケジュールについても案内いたしますが、次回の10月に今回いただいたご意見を整理した内容について、ご案内できればと思います。一点確認ですが、木本メンバーからいただいた尊重と意思決定の間の部分という点ですが、どういう意図をもって、投げかけをしていただいたか、もう少しお聞きしても大丈夫ですか。

#### 木本メンバー

自己決定の尊重と意思決定の支援することを並べることが少し違うんじゃないかと思ったので、意見を出させていただきました。

#### 石渡アドバイザー

障害者権利条約を批准してから、自己決定の尊重ではなくて、意思決定支援に変わってきていると理解をしています。自己決定の尊重と言っていた頃は、自己決定できる人とできない人を線引きして、自己決定できない人の支援としていましたが、現在、障がいがある人や認知症の人、子どもの意見表明支援もあり、自己決定できないと言われる人も支援次第で適切に意思決定できるという流れの中で、広義では意思決定の支援という言葉で、国のガイドラインもできており、今は意思決定支援として、認知症や医療同意などもあるので、むしろ、自己決定の尊重を削除するのも今の流れに沿っていて混乱もないかと思います。

#### 牛尾メンバー

公募市民の牛尾です。わたしは公募市民ですが、内部障がい、オストメイトで人工肛門・人工膀胱患者会の代表として推薦されて、検討会のメンバーとなっています。当事者なので、皆さんの意見が実際に胸に当たります。全国組織ではあるのですが、市内の身体障害者手帳交付者のうち、会員は7、8名しかいないです。また、ほとんどの方が自分の意識が通じないため、障がい者の自己決定ができません。自分の身体について認められない。ですから、石渡先生のお言葉もありがたいと思いますし、検討会の公募市民について、広く窓口を開けていただき、木本メンバーもおっしゃったように、当事者がもっと参加できるような機会を



持っていただきたいと思います。以上です。

中野メンバー

逗子市手をつなぐ育成会の中野です。知的障がい児者の親の会の立場でこちらに出ていますが、皆さんから当事者について、お話いただいて、本当にありがたいと思います。また、逗子市の会議に知的障がいの当事者が出席している会議がないということは、今後、神奈川県でも問題になると思います。他の市町村では自立支援会議などに当事者が参加できる会議もできてます。

知的障がい者の場合、確かに本人が会議に出ることは大変なことですが、体験をさせなければ、本人たちもわからないと思う。親の会の代表者が出れば良いというものではない。親は子どもを守ることが前提になってしまい、冒険をさせない、挑戦もさせたくない、傷つけない、など、守りに入ってしまうので、知的障がい者の当事者の意見をどこかで出せる場を与えていただきたいと思います。そのためには、自分の思いが言えるような意思決定支援について、お話が出て大変うれしく思いました。感想を含めた意見です。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。皆様、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。今回、素案の中で記載しているこの表記は、国の基本指針に倣ったものになりますが、絶対この表現でなければならないわけではないため、逗子らしい表現として整理をさせていただき、改めて提案をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。次に第2章を担当から説明させていただきます。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。ページ下番号9～12は第2章「障がいのある人を取り巻く現状」についてです。現在は表で全体を示しておりますが、今後グラフなどを作成し、視覚的にわかりやすくしていけるよう調整していきます。

ページ下番号9では人口と手帳所持者の推移と手帳別所持者数の推移について記載しております。人口は毎年減少しておりますが、手帳所持者数は令和5年は全体的に増加しており、手帳所持者の割合も増加しています。また、手帳別だと療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあることが分かります。

ページ下番号10ですが、こちらで修正がございます。ページ下番号10は真ん中の表の右下の資料説明において、各年3月末ではなく令和5年3月末になります。申し訳ございませんでした。続けさせていただきます。ページ下番号10は身体障がい手帳の推移を

等級別・等級別と障がい別・年齢階層別と障がい別で示したものです。高齢の方が多いのと、肢体不自由・内部障がいが多いことが分かります。

ページ下番号 11 では療育手帳の程度別と年齢階層・程度別を示しております。こちらでも下の表の右下の資料の年が先ほど同様、令和5年となります。申し訳ございません。続けさせていただきます。療育手帳は生産年齢層が一番多いです。

最後にページ下番号 12 の精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）の推移になります。精神障害者保健福祉手帳も生産年齢層が一番多くなっており、自立支援医療は増減を繰り返しています。こちらでも真ん中の表の右下の表記を同様に修正してください。申し訳ございません。

以上の内容が第2章「障がいのある人を取り巻く現状」です。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。第2章の説明でしたが、今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

大石メンバー

第2章は逗子市の障がい児者の環境、すなわち現状の説明だと思いますが、障がい児の現状が具体的に見えないです。障がい児福祉計画も兼ねているはずですが、その点についてきちんと説明してもらいたい。現在、医療的ケア児や発達障がい児についても増えてきている状況なので、逗子市の発達障がい児について、どの程度存在しているのか、関係団体の会は存在するのか、そういったことももう少し逗子市の現状を分かるようにしてもらいたいという意見です。

2つ目は、現状では知的障がい者や精神障がい者の数が増えています。その一方で、逗子市の場合、高齢化ということがよく言われますが、石渡アドバイザーに伺いたいのは、65歳というのは何を基準にしているのか。例えば、後期高齢者は75歳と上がってきています。もう65歳で高齢とは言えないと思います。一般的な社会情勢の認識とこの計画に関しての基準と異なることはわかりますが、どう判断するのが適切なのか、高齢の障がいのニーズがあると考えると、65歳と切り離してもいいと思います。以上です。

事務局 山口

障がい福祉課の山口です。ご意見いただきましてありがとうございます。一つ目のご意見につきまして、障がい児の状況が見えないとのご意見につきましては、確かに今の表現だとわかりづらいと思われそうです。この後に説明予定の障がい児のサービスの見込みで、どの程度の方が実際にサービスを受けているのか確認できますが、第2章で、障がい児についてこちらが認識している数を示していないという指摘は、もっともだと思いますので、お示しできればと思います。また、発達障がいにつきましても意見が出たと思いますが、

現在逗子市では県と協力しながら、発達障がいへの対応を行っているため、データ収集についても、県と調整していければと思います。

二つ目のご意見ですけれども、65歳以上としていたのは、今までの障がい者福祉計画等と同じ年代層での比較ができるよう、生産年齢の区切りで同様の年代の表記をしていたところですが、逗子市の平均年齢が上昇している中で、65歳以上でまとめるのはどうかという話も確かにあると思いますので、少し整理をさせていただきたいと思います。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。この章のご質問ご意見ございますでしょうか。

小野口メンバー

小野口です。この章の一番のポイントは、やはり様々なボリュームや推移が見れることだと思うので、グラフや表の方がしっかり伝えられると思うので、10月の時に出てくるかと思いますが、よろしくをお願いします。

木村メンバー

逗子市社会福祉協議会の木村です。先ほど意見のあった年齢の切り分けですが、65歳以上という考え方は介護保険の利用などで使われており、また生産労働人口である64歳までについても表現として多く使われており、まだ一般的であると思うので、あえて75歳ではなく、65歳の方が妥当と感じています。

また、精神障がいの方の手帳取得が増えていることについての分析も含めて、その見通しをどう捉えるかという点も、大事だと思うので、実際の数字を記載する一方で今後の見通しについての表現がどこかで示されるといいかと思います。難しいと思いますが、ご検討いただければと思います。

石渡アドバイザー

大石メンバーから65歳以上の考え方についてお話がありましたが、法律の枠組みで65歳で設定されているのは、現状もそのとおりなので、65歳という区切りはいいかと思います。また、後期高齢者と分けるのであれば、二つ欄を作るなどすればいいかと思います。私が入っている学会の一つである老年関係学会では、医療や保険、スポーツなど高齢者関係のことを研究している学会なのですが、3年くらい前に高齢者を65歳でなく75歳以上にすべきという意見がありました。高齢者の分野を専門でやっている場所からも、社会状況が変わってきているという話が出ており、行政や法律における位置付けはこれから先の検討になると思うのですが、医療も支援も必要としない65歳以上が増えており、年齢の考え方に関しては今後見直しや検討が始まると思いますが、今のところは65歳の枠組みで考えることになるかと思います。

事務局 黒川

ありがとうございました。いただいた意見を次の検討会まで整理して、お示しできればと思います。

続いて、第3章ですが、ボリュームが多いので、第3章の1と2、そして3と4に分けて説明をさせていただきます。それでは説明を担当からいたします。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。ページ下番号 13～39 の第3章「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実」について説明いたします。

まず、1の成果目標についてです。ページ下番号 13～18 になります。ここでは国の基本指針に示された成果目標に対して、逗子市でどう取り扱い、目標値をどのように設定するかをそれぞれ記載しております。なお、国の基本指針の概要について、ページ下番号 42～45 の資料2で示しており、成果目標についてはページ下番号 44 にあたります。

ページ下番号 13 では地域移行について施設入所者の削減数や地域生活移行者数について、国の指針に基づき本市の該当する数値から算出して設定しております。

ページ下番号 14 は地域包括ケアシステムについてです。基本方針は現計画と変更ありませんが、目標値の一番下に新たに自立訓練（生活訓練）の利用者数が追加されております。また、それぞれの数値は令和2年度から3年間の利用者数や現状のニーズを踏まえた数値を設定しております。

ページ下番号 15 の地域生活支援拠点等が有する機能の充実では、新たに強度行動障害の支援ニーズ把握と支援体制整備について国の指針として示されており、本市としては一番下に記載のとおり自立支援会議等を活用したニーズ把握・体制構築を図っていくつもりです。

ページ下番号 16 の福祉施設から一般就労への移行では神奈川県で取りまとめている令和3年度のデータを元に一般就労移行者数を算出しております。就労定着支援事業の利用者は本市のデータから算出をしました。

ページ下番号 17 の障害児支援の提供体制の整備については、基本指針で新たに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制についてが示されていますが、こちらは現計画でも既に謳っているものになるため、その内容を引き継ぎました。

ページ下番号 18 の（6）相談支援体制の充実強化等は基幹相談支援センター等における体制の強化を目標に掲げているものですが、こちらも既に現計画で記載があり、実施されている内容ですが、引き続き推進していく意味で記載をしております。最後の（7）障害福祉サービス等の質の向上については現計画を引き継いでおります。

続いて、2の障害福祉サービスによる支援体制の充実について説明します。ページ下番号 19～26 までになります。ページ下番号 19～20 では障害福祉サービスの充実に向けた体

制と事業内容について説明をしております。

ページ下番号 20 の一番上にある就労選択支援は令和6年度に新たに始まるサービスになります。

ページ下番号 21 は訪問系サービスのサービス見込量を記載しております。現計画では訪問系サービスは全体の利用量と実利用者数を記載するものとなっておりますが、今回の計画からは各サービスの見込量も記載する必要があり、今までの実績と見込量を入れたものになります。今後の見込量についても同様ですが、積算方法については、令和2年度から3年間の利用者数の増加量や新規決定者数の増加量、そして現状のニーズを踏まえて総合的に判断して、数値を設定しております。その結果、令和5年度に一時的に減少することがあるものもございますが、基本的には増加していくものと見込んでおります。重度障害者等包括支援については、社会資源として実施できる事業所も周辺になく、実際に利用するニーズとしても現時点での見込がないことを受けて、0としました。

ページ下番号 22～23 は日中活動系サービスについてまとめています。先ほど説明した就労選択支援はニーズなどの集約が完了できておらず、調査中とさせていただいております。今後、自立支援会議の定例会等や県による各自治体への照会等を通じて数値を固めていきたいと考えております。

ページ下番号 24 は居住系サービスです。ここではグループホームのうち、重度障害者数を新たに記載することが求められており、追加しております。

ページ下番号 25 は地域における相談支援に関するサービスの利用量見込です。計画相談支援については、近年増加量が多いため、今後も増えていくものと見込んでおります。

ページ下番号 26 は補装具給付事業です。こちらも継続して支給していく中で、一定の増加を見込んでいます。

見込量に関しては現時点で本市の見通しを入れているものですが、県との調整、自立支援会議定例会等のご意見を踏まえ、変更がある場合もございますので、ご了承ください。

以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。第3章1、2の説明でしたが、今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

大石メンバー

資料2の改正後の概要について、令和8年度末の目標として、見込み量が出て示されています。その計画期間は令和6年4月から令和9年3月。逗子市の場合は令和8年度末との見込みが出ており、1年早いと思われませんが、その違いについてどう判断したのか、お聞きしたいです。

事務局 山口

障がい福祉課の山口です。国の指針について、年度で考えておりますので、令和8年度末とは令和9年3月末となります。令和6年度は令和6年4月から令和7年3月末、令和7年度は令和7年4月から令和8年3月末、令和8年度は令和8年4月から令和9年3月末という期間を設定しているという認識になります。

木本メンバー

カモミール木本です。ページ下番号 21 の訪問系サービスの重度障害者等包括支援の実績、見込がともにゼロになっていますが、重度障害者等包括支援がわからなかったため、今調べたのですが、ゼロである理由について確認させてください。ニーズがないからか、使い勝手が悪いからか、事業者がないからか、使う人がいないのか、理由がはっきりしないため、実績と見込量と記載があってもよくわからない。この計画は逗子市が作るわけですが、国にも上げていき、国としてもベースになる資料なのかなと思うため、根拠を記載した方が良いかと思います。

事務局 山口

障がい福祉課の山口です。先ほども説明しておりますが、こちらで調べる限り、三浦半島あたりでも実施できる事業所がなく、県内でも実施できる事業所を聞かないというところで社会資源がなく、ニーズ自体もないと考えておりますので、今後三年間の見込みとしても、実際の件数になることは難しいと考えております。ただ、ゼロという表記についての説明を入れたほうが良いというご指摘については少し工夫していきたいと思っております。以上です。

石渡アドバイザー

石渡です。この重度障害者等包括支援の制度は重度の障がいがある人が地域の暮らしをするのに便利だろうと考え、厚生労働省で制度設計をしたと聞いています。確認したわけではないですが、同じ居宅サービスの重度訪問介護でカバーできてしまっていると思っております。重度訪問介護において、特定の人に移動の支援や生活などの見守りも含めて、対応してもらえるため、地域生活においては重度訪問介護の方が使い勝手が良く、ニーズがないと思われる。他の資料を見ても、重度障害者等包括支援がゼロになっているのは東京都内でも同じことがあります。この点については、もう少し情報を集めてみます。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。石渡先生、貴重なお話ありがとうございます。こちらもう少し調べて、次のタイミングで詳細な説明ができるようにさせていただければと思います。

木村メンバー

社会福祉協議会木村です。ページ下番号 25、計画相談の関係ですが、介護保険でもケアマネージャーが非常に不足している。新規の利用者が増えていくときに、それを裏付ける計画相談を担うケアマネジメント従事者や事業所の確保について、逗子市として何か表現した方がいいと思う。介護保険も訪問介護や居宅介護の支援者の育成について、非常に弱いところがあると感じていて、ケアマネジメント従事者がいて、計画相談は成り立つので、事業所や計画相談員の程度を把握して、その充足について裏付けがあったほうが良いと感じています。以上です。

石渡アドバイザー

計画相談従事者が足りないというのは結構聞きますが、逗子市の場合は他の自治体よりも充足されていて、セルフプランの作成もないと聞いた気がしますが、どうでしょうか。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。順番に回答させていただければと思います。計画相談の事業所についてですけれども、以前、逗子市障がい者福祉計画を皆様にお配りしておりますが、この計画が政策という部分を担っており、障がい福祉に関わる政策の計画になります。この計画で相談支援事業所の目標値を設定しております。木村メンバーのお話のとおり、障がい福祉計画にも載せた方がいいというご意見だと思しますので、検討課題とさせていただきたいと思えます。

計画相談従事者等の数については、国が示しているとおり、逗子市ではセルフプランを極力やらない形で進めてはいますが、その分、事業所にも大変ご負担をおかけしており、正直なところ、人は足りていないと感じているところです。神奈川県が行う計画相談の初任者研修などへの参加を事業所に声掛けさせていただき、計画相談をしていただける事業所が増えるように心がけていますが、事業所数は増えていないというのが正直なところです。特に児童のサービスは計画相談事業者が特に少なく、課題となっているのが実情と考えています。

行政として、その現状に対する体制を整えることが理想的ではありますが、現在行っている事業所への声掛けや周知、促しなどのレベルでは、追いついていないのが実情であると考えております。以上です。

事務局 黒川

ありがとうございました。いただいた意見を次の検討会まで整理して、お示しできればと思います。

続いて、第3章の3と4の説明をさせていただきます。それでは説明を担当からいたします。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。次に、3の障がいのある子どもの支援体制の充実についてです。ページ下番号27～29になります。ページ下番号27では障害児通所支援等の充実に向けた体制の方向性と事業内容について説明をしております。ページ下番号28では児童の計画相談を除く各サービスの利用見込を示しております。こちらは大人のサービスに比べて、ニーズが高くなっていると市として感じており、過去の増加率を踏まえ、見込んでおります。ページ下番号29では相談支援の利用見込を示しております。こちらも同様今後も多くなると見こんでいます。

続いて、4の地域生活支援事業に関する事項について説明します。ページ下番号30～39までになります。地域生活支援事業は障害福祉サービスや障害児通所支援等と違い、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能であり、地方が自主的に取り組む事業として設定されたものです。障害者総合支援法により、市町村に実施が義務付けられている必須事業と市町村の判断により行う任意事業があります。ページ下番号30～31では地域生活支援事業の内容について説明をしております。ページ下番号30が必須事業、31が任意事業です。ページ下番号31～33については現行の障害者福祉計画で既に設定されている内容及び見込量を引き継いで設定をしております。ページ下番号34の意思疎通支援事業からページ下番号38の日常生活用具給付事業については現行の障害者福祉計画では令和5年度までの目標設定をしており、令和5年度も見込量を見直すこととし、令和2年度から現在までの実施状況を踏まえ、見込量を設定しております。ページ下番号35の要約筆記に関して、修正がございます。表の一番下は手書きではなく、PCとなります。ページ下番号38の身体障がい者自動車改造等助成事業とページ下番号39の点字・声の広報等発行については現行の障害者福祉計画で既に設定されている内容・見込量を引き継いで設定をしております。また、地域生活支援事業の今後の方策につきましては、安定したサービス提供を今後も継続していくこととし、今までの障害者福祉計画での方向性を引き継ぎます。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。

第3章3、4の説明でしたが、今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

木本メンバー

カモミール木本です。地域生活支援事業に関する事項で、相談支援事業について、具体的に記載していただきたいと思うところがあります。事業所数が書いてあるのですが、相談員がまったく足りないということを皆さんに知っていただきたいと思い、実人数でなくともいいので、事業所ごと人数体制について、表現できるといいのではないかと思います。



カモミールの場合、1.5人で相談支援の事業所認定は受けてるのですが、実際は2人体制でやらないと追いつかないといったところが表現できると思います。それができると実際の逗子市の状況が分かると思います。

石渡アドバイザー

一人の相談員が何人を担当しているのか分かると思います。

木本メンバー

例えば、児童の計画相談ではスピード感をもって進めていかないと、放課後等デイサービスが利用できなくなってしまいますし、精神の場合は一人一人に時間がかかります。身体障がいの場合は高齢の方と一緒に生活を整えるために必要なサービスをどうコーディネートするかというスピード感を持たないといけませんし、知的障がいの方の場合は、学校卒業後の展望が明確であるため、そこに至るまでのスピード感と将来設計へじっくりと向き合うという両方の面があると思います。精神の方の場合は腰を上げるまで時間が長いところがちょっと難しいと思います。

逗子市の事業者全体で何人存在していて、全体件数から一人あたりの件数を出すという形なら、表現しやすいかと思いますので、検討していただきたいと思います。

また、今年度改めて思ったところですが、例えば要約筆記の場合、今は聴覚障がいの方に対して要約筆記の支援がなされると思いますが、幼少期に事故に遭われて頭部外傷を負って、後天的な知的障がいという診断をされた方が、ビデオ学習をする時にビデオからの音を耳で聞き取り、全部ひらがなでノートに書き、それを読んで要約、理解、アウトプットの順で行うため、例えば就労移行支援事業所での支援においても、人の3~4倍の時間をかけて一つのことを学習するということとなる。その点について、要約筆記の活用を相談をしたが、要約筆記事業では対応できないと言われたので、そういった課題やニーズについて具体的な方策というのが示せるといいと感じている。

声の広報について、精神障がいの方で集中することが難しく、新聞や本が読めない場合、広報紙へのアクセシビリティが難しいと思うため、声の広報が使えるといいと思います。

最後に移動支援に関してですが、精神障がいの方が利用できなくて困っています。利用したいという方はすごく多いが、人が足りず支援できないと言われてしまう。また、必要性について聞かれてしまい、身体障がいや知的障がいよりも必要性はないかもしれないが、精神障がいでも利用したい方が利用できていないことはアピールしたいと思います。以上です。

石渡アドバイザー

最近知ったのですが、さまざまな症状にトータルに対応できる失語症意思疎通支援者が何年ぐらいか前に国が制度化していて、まだ養成している自治体は多くないが、専門的で聞こえない方へとは違うコミュニケーションスキルを用いている。ニーズの把握をしたうえ

で、支援者の養成を逗子もやってくれるといいと思う。専門性があり、特化した支援になる。脳血管障がいや高次脳機能障害などで聞こえない方とは違う支援があると思う。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。順番に整理させていただくと、まず相談についてですが、ページ下番号 32 の相談支援事業の中で、事業所の数だけでなく、相談員の数という部分はこちらが整理できていない事項になるので、こういった形で整理できるか、次のタイミングでご案内ができるようにしたいと思います。

次にページ下番号 35 の要約筆記につきましては、失語支援者の対応については、個別事項の課題として、事業の担当者にも共有しながら、対応を検討していくことを考えていければと考えております。

次にページ下番号 36 の移動支援事業について、支援人材が精神障がいの方まで支援の手が回っていないとお話と思いますが、計画本文の二段落目に記載のとおり、移動支援の人材の不足については市でも認識しておりまして、以前の検討会でもご紹介させていただいた、移動支援人材確保等事業という、事業者や新たに移動支援に従事する方に対して補助金を出すという形で移動支援従事者を増やししながら、少しでも精神障がいの方も受け入れが可能になる体制づくりを進めていきたいと思っております。

次にページ下番号 39 の点字や声の広報について、聴覚や視覚でない障がいのある方に対する課題について、点字や広報の担当部署と共有させていただきながら、そういう課題に対してこういったことができるか、考えていければと思います。

大石メンバー

ページ下番号 30 の自発的活動支援事業とはどういう事業なのか、また、具体的には逗子市ではどういう現状となっているか、確認したい。

事務局 小宅

障がい福祉課小宅です。具体的には音訳サークルに逗子市の障がい者福祉のしおりの音訳 CD を作っていただき、利用希望者への貸し出しを行っています。過去には介護保険のパンフレットを依頼して作成していただいています。

大石メンバー

現在、逗子市社会福祉協議会で、ボランティアグループの育成がありますが、それらとはどう棲み分けされていますか。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。質問の意図をもう一度確認したいのですが、本市の事業と逗子

市社会福祉協議会で行っているボランティア活動等の団体への支援との棲み分けという認識で大丈夫ですか。

#### 大石メンバー

自発的活動支援事業は地域生活支援が趣旨となっています。それと障がい者更生活動の関係でボランティアの育成や連携の支援を受けるという部分もあります。地域生活支援事業と障がい者福祉関係の支援との違いがどこにあるか。説明には障がいのある人がその家族を含む地域によるボランティア活動等の自発的な取り組みとあるが、その地域によるボランティア活動ということになると、逗子市社会福祉協議会にもさまざまなグループボランティアグループがあるため、その違いをお聞きしたい。木村メンバーにお聞きしてもいいか。

#### 木村メンバー

逗子市社会福祉協議会木村です。社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアをやりたい方とボランティアをお願いしたい方の需給調整をすること、それからいろいろなボランティア団体の活動を財政的な支援などのバックアップをすることで、自発的活動支援事業で当事者、それから家族が何かグループ化を図る中で、当事者の声が我々に届けば、支援はできることはあると思いますが、あくまでも、この支援事業という枠組みの中で行った時は、例えばピアサポートや災害対応、孤立防止活動支援といったさまざまな事業が含まれていると考えられ、一概に社会のボランティア活動という枠組みだけではないと思われます。自発的に自分達をどうケアしていくか、また、自分たちが貢献できることにおける枠組みについて、もっと広い捉え方があると思うので、ボランティアセンターはその支援を今後していくことは可能だと思いますが、あくまでも自発的な活動が中心になるといった整理を社会福祉協議会としてするところです。以上です。

#### 石渡アドバイザー

厚生労働相が共生社会について話す時、障がいがある人がやってもらう立場でなく、ボランティアとして地域に貢献するということを言っているので、ボランティア活動を受け手でなくて、担い手として障がい者や家族を位置づけていることと思います。

#### 大石メンバー

当事者の目線ということで考えると、エンパワーメントという発展の段階からも、障がいのある人たちが自分たちで社会に貢献するということをぜひ今後も発展させてほしいと思います。以上です。

#### 木本メンバー

木本です。ページ下番号 31 の理解促進研修啓発事業及び自発的活動支援事業のふれあいフェスティバル in ずしに関してですが、市民への啓発理解を進めるにあたって、地域にある学校の部活動や団体とコラボレーションを提案したのですが、その提案に対して、一緒にやることは違うといった意見があったと聞きました。市民に啓発していくのであれば、福祉団体や関係機関だけで実施するのでは、啓発にならないと正直思います。啓発は難しいものと考えており、障がい者の方を中心に考えるのが妥当だと思いますが、人を集めて、障がいを理解してもらうのであれば、例えば学校の部活の発表会や有名なダンスチームを呼んだり、別のイベントや団体、フェスティバルに組み込み、観に来た人たちに障がい者だから特別じゃないということを打ち出して知ってもらう機会を作るなどを行ってもいいと思います。

事務局 栗原

障がい福祉課栗原です。ふれあいフェスティバル in ずしにつきましては、実行委員会で色々策を練っているところでございます。木本メンバーがおっしゃったように子どもや他の団体についても、参加を働きかけるなど、これから考えていかななくてはならないと思います。実際のところ、市内の小学校や中学校に働きかけたり、周知も行ってありますが、すぐに一緒に実施することは難しいと思っております。徐々に障がいのある方と一緒に体験をして、周知を図っていくというのも一つの方法だと思っておりますので、検討会でいただいた意見として実行委員会に出させていただきますと思います。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。そろそろ 16 時になろうとしているところですが、お時間があるメンバーの方、申し訳ありませんが、お付き合いいただければと思います。それでは第 3 章はこちらでよろしいでしょうか。それでは次に第 4 章の説明を担当させていただきます。

事務局 山口

障がい福祉課山口です。ページ下番号 40～41 の第 4 章計画の推進についてですが、この章では計画策定後にどのように計画を進めていくかについて記載をしたものとなります。ご一読いただいているとは思いますが、改めて全体をおおまかに説明いたします。前文として多岐に渡る分野間や庁内外の機関との連携を図りながら進めていくこと、そして、進捗状況を把握しながら、工夫・改善を行っていくことを記載しています。

また、その前文に沿って、計画の推進体制や進行管理と評価、行政計画との相互連携、それぞれの項目により、より具体的な進め方を記載したものとなっております。基本的には現計画の手法を引き続き進めていくものとなっております。

以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。第4章の説明でしたが、今の説明に関して、皆さんからご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

いただいた意見を次の検討会まで整理して、お示しできればと思います。これで今回の素案としてはご意見を頂いたところですが、最後に石渡アドバイザーから全体を踏まえたご意見をいただいてもよろしいでしょうか。

石渡アドバイザー

神奈川県が作った当事者目線の条例にも関連しますが、障がい者ではなくて、障がいのある人という言い方が一般的です。抱えるや負うといった否定的な表現はしません。障がいを持つという言い方も、意図して持つわけでないため、障がいのある人というのが一般的です。

当事者参加については、日本が障害者の権利に関する条約を批准するために、法整備のため、2010年に障害者制度改革推進会議ができ、当事者主体が話題となりましたが、当時の当事者には家族も入っていました。最近では当事者を示すときは、障がいのある本人を対象とした考え方で神奈川県の条例も作られていると理解しています。中野メンバーもお話していましたが、知的障がいや精神障がいの場合、どういった支援をすれば会議に参加ができるか。大学でも合理的配慮の提供はすごく難しく、当事者参加について、それぞれの障がいの困難さをカバーしていかないと、政策決定会議の参加は難しいと考えている。親ではなく、当事者の視点だから大事なことに気づくことができるので、ぜひ当事者参加を進めていってもらいたいと思います。

また、医療的ケア児や発達障がい児が話題に挙がりましたが、そういった方たちにきちんとした支援を行っていくことが重要だと思います。強度行動障がいのように今まで排除された人たち、先日も中井やまゆり園の支援の特集がテレビで取り上げられるなど、注目されているが、つい最近も厚木精華園で虐待があったという報道があり、新しい支援の形をどのように行うかという時に逗子市では蓄積があると思いますし、障がいのある方で自分では訴えられない方に対する受け止め方としてどういった支援をしていくか、当事者参加や当事者主体が掲げられてくる中で行政や地域がどう支援していけるか、ということが共生社会に繋がっていくと思いました。当事者参加は大きな課題だと思いますが、進めていくと社会として変わってくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。石渡アドバイザー、ありがとうございました。

今回は以上で計画素案についての議論は終了となりますが、ページ下番号46～47の今後の策定スケジュール及び検討会年間予定のとおり、引き続き検討会で今回いただきましたご意見を踏まえた市の修正案を10月にご確認いただき、また、状況に応じて12月にも検討会を開催し、案をまとめさせていただきます。また、12～1月でパブリックコメント

を行い、2月にほぼ固まる予定の最終案をお示しし、県との協議に入っていくという流れと  
なっておりますので、引き続き検討会メンバーの皆さまのご協力をお願いいたします。

## 議事2 その他

事務局 黒川

次に、議事（2）その他につきましては、今回は市からはお知らせ等はありませんが、  
鎌倉保健福祉事務所の横溝メンバーからお知らせがございますのでお願いいたします。

横溝メンバー

鎌倉保健福祉事務所の横溝です。いつもありがとうございます。今日、アルコール教室の  
研修会のお知らせをさせていただきます。鎌倉保健所では、年に一回、アルコール教室の研  
修会を定例的に開催しております、今回も開催いたします。アルコール依存症のことにつ  
いて、基本的な知識も含めて、一緒に勉強したり、地域との連携やどんな資源があるかなど、  
一緒に考えていきたいと思っております。是非ご参加していただければと思います。よろし  
くお願いいたします。

事務局 黒川

障がい福祉課黒川です。横溝メンバーありがとうございました。その他メンバーは大丈夫  
でしょうか。それでは、予定議事は以上となります。議事進行にご協力いただきありが  
うございました。これにて検討会を閉会とさせていただきます。

本日は時間超過しまして、誠にすみませんでした。ご協力ありがとうございました。お疲  
れ様でした。

【閉会】